

紹介

新スイス連邦憲法

—ヘフェリン＝ハラール＝ケラー共著にもとづく紹介—(5)

小林 武

目次

I 紹介にあたって

II スイス連邦憲法の歴史と特質 (以上、本誌17号)

III ヘフェリン＝ハラール＝ケラー共著の主要内容の紹介

原著者の序文

目次の大略

第1編 総則

第1節 スイス連邦憲法の特質 (以上、本誌18号)

第2節 連邦憲法の歴史 (以上、本誌19号)

第3節 公法の解釈

前 言

I. 解釈の課題

II. 多様な解釈方法 (以上、本誌20号)

III. 解釈における方法論的多元主義

1. 憲法解釈の際の一般的解釈規定

2. さまざまな解釈方法の均衡を保った結合

3. 理性的かつ実践的結論のための配慮

IV. 公法における欠缺の治癒

1. 解釈の欠缺と治癒

2. 法律欠缺の概念

a) 純粋な欠缺と純粋でない欠缺の従来のな区別

b) 法律の計画違反的な不完全性としての法律欠缺

3. 法律の欠缺と法律の適格な沈黙
 4. 憲法典における欠缺
 5. 欠缺治癒の際の優先順位
- V. 法律の憲法適合的解釈
1. 課題と適用範囲
 2. 憲法適合的解釈の適用の前提
 - a) 多数の解釈結果の中からの選択
 - b) 不確定な法概念の解釈
 3. 憲法適合的解釈の限界
 - a) 解釈されるべき法律規範の文言と意味 (以上、本号)
 - b) 権力分立原則と法的安定性 (以下、次号)

紹介者の註： 本文所掲のスイス連邦憲法の条文

III. 解釈における方法論的多元主義

1. 憲法解釈の際の一般的解釈規定

連邦裁判所判例によれば、憲法の規定は、憲法の有している規則に従って解釈されなければならないが、それは、〔憲法以外の〕たんなる (einfach) 法律 (Gesetzesrecht) の場合と同様である (BGE 131 I 74E.4.1, Grüne Aargau 事件)。

しかし、個別の解釈方法を用いる領域では、憲法規範の特殊な性格が顧慮されなければならない。たとえば、憲法の組織規範が問題になるか否か、あるいは、憲法上の基本権の内容が解釈されなければならないか否かで違ってくる。組織規範については、明文の文言が欠けている場合には、とりわけ歴史的考察方法が優越するが、これに対して、憲法上の基本権については、「むしろ、具体化、つまり、変化する歴史的条件および社会的観念を考慮に入れてよい具体化としての解釈が必要とされる」(BGE112 1a 208 E.2a, Kritisches Forum Schweiz 事件；また参照、BGE 115 1a 127 E.3, Farine 事件)。体系的解釈の観点のもとでは、とりわけ、個々の規範は、孤立して考察されるのではなく、憲法の全体関連 (Gesamtzusammenhang der Verfassung) の中に置かれるということが考慮されなければならない (憲法の統一性の原則)。

2. さまざまな解釈方法の均衡を保った結合

法律の解釈に際しては、憲法の解釈に際した場合と同様に、解釈の各方法の間にはいかなる階層（Hierarchie）も存在しないという原則が妥当する。一定の解釈が優越的、またはまったく排他的に適用されるということはない。おそらく、区々の解釈方法は結び付けられ、つまり、相互に顧慮される。それで、個々のケースで（*im Einzelfall*）、方法または方法の結合（Methodenkombination）が、解釈されるべき規範の真の意味を再付与することに適しているかが考量されなければならない。

連邦裁判所は、その方法理解を、次のように定義している：

「法律解釈とは、文言だけですでに法規範を表出させているというものではなく、まずもって事物関係にかかわって理解され、具体化された法律のことなのである。規範的構造における客観的に正当な決定が要求され、法理（ratio legis）の観点をもって満足のいく結論に導かれる。その際、連邦裁判所は、一個の実用主義的（pragmatisch）な方法論的多元主義に依拠するのであって、またしたがって、階層的な優先秩序の個別的な解釈要素の従うことを拒否するのである。法律資料（Gesetzesmaterialien）は、それが争われている問題に対して明確な回答を与えるときに引照される」（BGE 134 I 308 E.5.2, Opfer von Straftaten 事件）。

連邦裁判所が、近時の判例の中でいっそう明確にしているのは、それが、法令の解釈の際に、常に一個の方法論上の多元主義（*Methodenpluralismus*）によって導かれており、またそこから、疑いもなく客観的に正当な解釈が得られるときのみ、文法的要素にもとづいて成立している、ということである（vgl. Z.B. BGE 125 II 177 E.3, 連邦税務省 [Eidgenössische Steuerverwaltung] 事件）。

様々な方法が同一の解決を導く場合、解釈問題には明確な回答がなされることになる。それにひきかえ、様々な解決の変種（Lösungsvariante）が生じる場合には、法適用機関は、価値考量を優先させた上で、その見解が規範の真の意味に最もよく適合している方法に優先権を与えなければならない。

文法的要素、体系的要素および倫理的要素を関連させ、それらを均衡を保って結合させることは、通例、大きな問題はなく可能であるが、他方、こうした相互に有意義に補完し合える諸要素が多様な観点に由来している場合には、従来から

ある問題を、歴史的な、時宜に適った方法との関連の中に置くことになる。歴史的解釈と現行の解釈が相互に排除し合うということが起こりうる (vgl. BGE 83 I 173, Quinche 事件; BGE 107 Ia 234, Wyss 事件)。学説および判例における今日の傾向 (*Tendenz*) は、時宜に適った解釈の優先 (*Bevorzugung der zeitgemässen Auslegung*) に向かっている。しかしながら、歴史的憲法制定者の一個の明瞭な——とりわけ政治的な——決断 (*Entscheidung*) が出されている場合には、憲法改正の過程において変更されるべき歴史的解釈を常に顧慮しなければならない。結局、こうした領域では、絶対的な規範 (*Regeln*) が定立されることはなく、個々のケースにおける衡量こそ決定的なのである。

3. 理性的かつ実践的結論のための配慮

個々のケースにおける多様な解釈要素の考量の中に、価値評価の要素 (*Element der Wertung*) が含まれている。その場合、法適用機関は、解釈の結果をも考慮に入れる。すなわち、処分のために存在しているところの、とりわけて十分で、理性的でかつ実践的な結論 (*befriedigendes, vernünftiges und praktikables Ergebnis*) に導く解釈方法の中からの選択である。このことは、——意識的か無意識的か、公然か非公然かを問わず——すべての責任ある法適用者の課題と尽力に相応している。法適用官庁は、たんなる下請自動装置 (*Submissionsautomaten*) として自らを位置づけようとするのでない以上、意義のある裁定のために責任を担うことになる。

理性的な結論を求める考察は、今日、ますますしばしば、解釈技術の要素として認識されている。

BGE 122 I 343 E.3g/dd, *Gewerkschaft Bau und Industrie* 事件において、連邦裁判所は、Thurgau 邦の規定が、〔連邦法律である——紹介者〕患者保険法 (*Krankenversicherungsgesetz*) (SR 832.10) 65 条に合致しているか否かを審理した。係争の邦規則 (*Verordnung*) は、居住期間が 12 か月未満の外国人女性および外国人男性を、療養基金のための優遇措置から排除していた。連邦裁判所は、患者保険法の趣旨は、一時的に、また同じく偶然にスイスで生業を営むすべての人に保険料を割り引くものではない、と判断した。この論理的な議論は、邦の立法者は、滞在許可期間の基準によって規則を「実務上使い勝手の良いように」定めると

いう、実務的可能性の考慮（Praktikabilitätserwägung）を下支えするものである。

こうした実務的な優先は、方法論によって裏付けられている。すなわち、KARL ENGISCH（Logische Studien zur Gesetzesanwendung, 2.Aufl., Heidelberg 1960, S.15）は、解釈を、法律と生活実態との関係についての見方の絶え間のない往復として特徴づけている。

IV. 公法における欠缺の治癒

1. 解釈の欠缺と治癒

法の問題は、すべてが現行の法規範の解釈によって答が得られるものではない。法令は、それが適用される際に不完全であることが、しばしば露呈する。法律は、適用の際に、不可避の形で問題を抱えていて、それに答えが出せないときには、法適用をする行政官庁または裁判官庁がこうした欠缺を治癒〔補填〕する（schliessen）権限があるかどうかの問題に直面することになる。欠缺の治癒は、現行法規の解釈では一個の法問題についての答を見出しえないときに開始される。解釈と欠缺治癒の間の境界は、それゆえ流動的である。それで、ひとつの文言を超越して欠缺を治癒させるための論理的な解釈は、ほとんど識別できないのである。

2. 法律欠缺の概念

a) 純粋な欠缺と純粋でない欠缺の従来のな区別（*Herkömmliche Unterscheidung von echten und unechten Lücken*）

スイスにおける通説・判例は、純粋な欠缺と純粋でない欠缺を区別している。

純粋な欠缺（*echte Lücke*）は、法律がそれに対する答えなしには法適用が不可能となるような問題について、何らの規定も存在しないような場合に生じる。

純粋でない欠缺（*unechte Lücke*）についてわれわれがそれを語るのは、法律が法の適用の際に存在しているすべての問題について答を準備していない場合、この規定は、欠陥のあるものであることが強調されるのであるが、それは、一定の適用事例をめぐる一個の客観的に不十分な結果を導くからである。このようにして、そう

した法理の法政治的な欠陥 (rechtspolitischen Mangel) が帰結する。

純粹な欠缺と純粹でない欠缺との区別は、欠缺治癒の許容性の問題 (*Frage der Zulässigkeiten der Luckenfüllung*) への答を見出すことに行き当たる。裁判官は、この学説 (Lehre) に従って、純粹な欠缺を治癒すること (Schliessung) を義務付けられているが、それは、裁判官が、そうでなければ、裁判拒絶の禁止 (Rechtsverweigerungsverbot) に逆らうことを許されていないからである。これに対して、純粹でない欠缺を法律適合性原理 (Gesetzmässigkeit) で塞ぐことが禁じられているが、それは、不十分な規定の修正は立法者の主題だからである。

b) 法律の計画違反的な不完全性としての法律欠缺 (*Gesetzeslücke als planwidrige Unvollständigkeit des Gesetzes*)

ある新しい観点 (*neuere Ansicht*) は、純粹な欠缺と純粹でない欠缺という概念の対 (Begriffspaar) を原則的に断念しているのであるが、その理由は次のところにある：実例における両者の相違は、常にますます減退しており、かつ、今日では、公法における純粹でない欠缺の治癒を例外的に許容されるものと看做している。すなわちそれは、それがなくてもひとつの結果に導かれるような法律適用が法律に根本的に依拠している価値に背いている場合である。法律の欠缺は、こうした、より新しい見解にもとづいて、裁判官によって治癒 (beheben) されうるといふ法律の企図に反した無理解として定義される。

連邦裁判所 (*Bundesgericht*) も、こうした欠缺の概念をある事案で使用しており、1968年12月20日の行政手続法 (VwVG:SR172.021) にかかわるある事件において、補填可能 (ausfüllbar) な欠缺の存在にかんしては、「法律にもとづいた価値付けと目的設定を不完全に、またそれゆえ補完できる能力を与えられているとみなされる」(BGE102 Ib 224 E.2, Böhler 事件) ところの法律上の規定であるかどうかを基準にして、それを解決 (abstellen) している。根本的な意味をもつある新規の判決において、裁判所は、しかし、純粹な欠缺と純粹であるかという従来との区別を、正当にも相対化するところから出発した。欠缺という概念は、まずもって、「文言の意味の論理的な還元 (Reduktion) が、ある規定の積極的な秩序が存在していなくてもよいという状態を生じさせ、そのため、裁判官の法的創造 (Rechtschöpfung) を封じる

(schliessen) ような、隠された——しかし純粋な——欠缺を明るみに出す。しかしながら、目的志向的な解釈によって過度に広く捉えられた語義 (Wortlaut) について、厳格な解釈で検証 (erfahren) するとき、先の事案と同様の法解釈がなされることになる。このふたつの事案の中には、裁判官の権限領域についての身に着いた認識が属しており、また、立法への許されない侵害は何ら存在しないのである (BGE128 I 34E.3b, Berner Regierungsgeschäft 事件)。

3. 法律の欠缺と法律の適格な沈黙

いかなる欠缺も、法律の適格な沈黙の事例の中には存在していない。ある法律規定が、一定の問題を整理することを意識的に断念しているという解釈が出されたとき、法律の規範化は最終的なものとみなされる。このように立法者の消極的な決断がなされている場合には、裁判官によって治癒されるべき欠缺を裁判官が引き受けることは禁止される。ある事案で、法律の欠缺と適格な沈黙のいずれが優先するかは、一個の解釈問題 (Auslegungsfrage) である。

4. 憲法典 (Verfassungsrecht) における欠缺

つぎに、連邦憲法の適用の際に欠缺の問題が生じる事案を簡単に述べることにする。そこでは、憲法典 (Verfassungsrecht) に見出されるのは比較的わずかな欠缺であることが明らかになる。

連邦国家的権力分立 (*bundesstaatliche Kompetenzverteilung*) にかんする重要領域は、連邦憲法 3 条および 42 条によって余すところなく定められている。すなわち、連邦に割り当てられていないすべての権限は邦に委ねられる (vgl.N.1057ff.)。そこには、憲法の計画と齟齬した不完全性 (planwidrige Unvorständigkeit der Verfassung) はいかなるものも存在しない。連邦官庁の組織 (*Organisation der Bundesbehörden*) を規定する憲法規範の領域では、欠缺は、考えられはするが、事実上のものであり、むしろ稀だと断言できる。また、こうした領域で存在するかもしれない欠缺は、大部分が連邦法律によって治癒されている。

それとやらんで、連邦憲法の中でまったく、あるいは痕跡をとどめるような (rudimentär) 形でしか定められていない領域がある。それに属するものは、たとえ

ば、戦時および危機の時期における非常事態権限 (*Notrechtskompetenz*) である (vgl. N.1801 ff.)。

5. 欠缺治癒の際の優先順位

欠缺がなお慣習法 (*Gewohnheitsrecht*) によって治癒されていない場合には、法適用官庁は、それを自由な法発見 (*freier Rechtsfindung*) によって治癒することができる。法適用官庁は、その際に、——欠缺の画定を計画に齟齬した法律の不完全性と相応させて——法令 (*Erlass*) にもとづいて定められている価値付けおよび目的設定から出発する。それゆえ、欠缺治癒の手続は、論理的解釈ときわめて近いものとなる。法律規定によってなされる欠缺治癒も、しばしば、同様の問題に遡ることになる。

V. 法律の憲法適合的解釈

1. 課題と適用範囲

憲法適合的解釈 (*verfassungskonforme Auslegung*) は、憲法の優位 (*Überordnung der Verfassung*) と法秩序の統一性 (*Einheit der Rechtsordnung*) に由来する。憲法は、すべての国家法から派生する法的基本秩序である。このことに相応しているのは、すべての法規は、その解釈にあたっては憲法の優越的な価値決定によって整序されるという命題である (これについては、次の判例も ; BGE116 Ia 359E.5c, Theresa Rohner 事件)。憲法適合的解釈は、すべての国家的法規範の間に存在している内部的関連性を強調する。それゆえ、それは、体系的解釈の一個の適用事例 (*Anwendungsfall der systematischen Anlegung*) である。

この調和的機能 (*harmonisierende Funktion*) と並んで、憲法適合的解釈は、実際には、一個の規範維持機能 (*Normenhaltungsfunktion*) を果たしている。すなわち、連邦裁判所は、ある邦法令 (*kantonalen Erlass*) について、その憲法適合性を審査するとき、違憲が疑われている法律を単純に取り消すことをせず、それを、憲法適合的意味において存続しつづけることを認めるという、憲法適合的解釈を用いることができる。このことを、連邦裁判所は、福祉を理由にした自由剥奪にかんする

チューリッヒ邦規則との関連で、BGE122 I 18E.2a において表明している。

「抽象的規範統制の領域における邦法令の憲法適合性審査にあたっては、連邦裁判所の判例によれば、当該規範がそこで求められている憲法保障（Verfassungsgarantie）に適合しているとみなされうる意味を有しているか否かが決定的である。訴願（Beschwerde）によって欧州人権規約（Europäische Menschenrechtskonvention）の保護を求める場合も、事情は同様である。連邦裁判所は、邦の規範を、それが憲法適合的解釈、また〔欧州人権〕規約適合的解釈のいずれからも排除される場合にのみ取り消すのであって、他方、それが、主張することが可能な仕方での適合性を有している場合には取り消すことをしない。」

連邦裁判所は、BGE136 I 87E.4.4, チューリッヒ警察法事件判決において、火器使用にかんしてきわめて広範に定めていたある規範について、憲法適合性を探求した上で、取り消した。次の判例も参照、BGE137 I 167E. 6, 7 und 9, 売春にかんするジュネーブ邦法（Genfar Gesetz über die Prostitution）事件。

憲法適合的解釈は、憲法に下支えされたすべての法規（Rechtssatz）のためにその可能性を問うものであるが、それで、法律についても、また規則についても、連邦と邦いづれの規範についても、また公法・私法いづれについても、同様である。憲法適合的解釈は、連邦裁判所の判決の中で重要な役割を果たしている。

2. 憲法適合的解釈の適用の前提

憲法適合的解釈は、連邦裁判所の実例においては、とりわけて次の事件で適用されている。

a) 多数の解釈結果の中からの選択

憲法適合的解釈は、多様な解釈方法が区々の結論を導くような場合に選択される。それは、憲法にもっともふさわしい結論へと導く（参照、これについては、BGE 128 V 20E.3; 126 V 103 E.3; 119 Ia 241, 248 E.7a）。

b) 不確定な法概念の解釈

もうひとつは、ある法令の中に不確定、もしくは解釈不能な法概念が見出された場合、適用についての憲法適合的解釈が求められる。それは、たとえば、ある法律が「重大な (ernsthaft) 理由」あるいは「公益の保護 (Wahrung öffentlicher Interessen)」のためのものとされ、または、「妥当な (angemessen)」ものであることが求められている場合である。

それで、連邦裁判所は、飼料のための輸入割当ての配分にかんする BGE 97 I 293 E. 2b, Chemische Fabrik Schweizerhalle 事件判決の中で、とりわけて不確定な概念である「充分な営業活動」(ausreichende berufliche Tätigkeit) の意味を明らかにしなければならなかった。連邦裁判所は、次のように、明確に規定した。

「上記の規約上の (statutarisch) 規定は、憲法上の取引および営業の自由 [= 経済的自由] を、立法者が法律制定をした目的設定よりもより広範に制約するものではないと解釈されるので、必要なものである (参照、類似のものとして; BGE 96 I 384 多数の参照判例 [Hinweise] 付き)。憲法適合的解釈原則についてのこの理解は妥当である。」

3. 憲法適合的解釈の限界

a) 解釈されるべき法律規範の文言と意味

解釈されるべき法律ないし命令の規範の文言と意味が明瞭 (klar) である場合、憲法の解釈に依拠してもよいか否かが問題となる。連邦裁判所は、この問題を、原則として明示的に (ausdrücklich) 否定している。つまり、法律は、「法律の明瞭な文言ないし意味が命じていない限り、」憲法に適合するものと解釈されるべきであると、繰り返し明言している (BGE 99 Ia 630 E.7, Wicki 事件; また参照せよ、BGE 123 I 112 E.2a, Himmelberger 事件)。

規範の文言および意味が一般的な解釈方法によって一義的に確定できる場合には、法適用官庁は、それに拘束される。それ以外の結論を導くような憲法適合的解釈の道はありえない。それゆえ、法律規定の明瞭な意味を、憲法適合的解釈に依拠することであらぬ側へと押しやることは許されないのである。

これは、解釈の枠を拡げてしまい、規範補正 (Normkerrektur) に陥ってしまうこ

とをいみするであろう。

他の問題は、裁判官が、憲法違反（あるいは国際法違反）を理由にして規範の適用を拒否できるか否かである（vgl. akzessorischen Prüfungsrecht§66）。

b) 権力分立原則と法的安定性（以下、次号）

紹介者の註：本文所掲のスイス連邦憲法の条文

I スイス連邦憲法（1999年4月18日〔施行は2000年4月1日〕のスイス誓約者同盟の連邦憲法）

Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft vom 18. April 1999

（翻訳は、私の『法経論集』188号（2011年）56頁以下の訳を土台にして、関根輝彦訳〔初宿正典 = 辻村みよ子編『新解説世界憲法集〔第2版〕』三省堂・2010年〕283頁以下、および、平松毅ほか訳〔ワルター・ハラール原著、平松・辻雄一郎・寺澤比奈子訳『スイス憲法—比較法的研究—』成文堂・2014年〕205頁以下を参照した。）

連邦国家的権力分立にかんする条項：

第3条（邦）

邦（Kanton）は、連邦憲法によって制限されない範囲で主権を有する。邦は、連邦（Bund）に委ねられていないすべての権利を行使する。

第3編 連邦、邦および自治体

第1章 連邦と邦の関係

第1節 連邦および邦の任務

第42条（連邦の任務）

連邦は、連邦憲法により割り当てられた任務を遂行する。

第43条（邦の任務）

邦は、邦がいかなる任務が自己の権限の範囲内にあるものとして遂行するかを決定する。

第43a条 (国家的任務の指定と充足のための原則)

- ① 連邦は、邦の能力を超え、または連邦による統一的な規制が必要な職務のみを遂行する。
- ② 国の業務の遂行によって利便が生じた公共団体は、その費用を負担する。
- ③ 公務の遂行のための費用を負担する公共団体は、この公務にかんする決定をおこなうことができる。
- ④ すべての人に提供される公務は、すべての人が類似の方法で利用することができるのでなければならない。
- ⑤ 国家の任務は、需要に対応して、効率よく充足されなければならない。

第2節 連邦と邦の協働

第44条 (原則)

- ① 連邦および邦は、各々の任務の遂行にあたって相互に支援し、かつ協働する。
- ② 連邦および邦は、相互に配慮し、かつ援助する責任を負う。連邦および邦は、相互に職務上および法律上の救援をおこなう。
- ③ 邦相互間または法と連邦との間の争議については、可及的に交渉および調停によりこれを收拾する。

第45条 (連邦の意思形成の際の協力)

- ① 邦は、連邦の意思形成、とくに立法の際に、連邦憲法に準拠して協力する。
- ② 連邦は、その企画にかんして、邦に対して、適時かつ十分に、情報を提供する。連邦は、邦の利益にかかわりがある場合には、邦の見解を求める。

第46条 (連邦法の実施 [Umsetzung])

- ① 邦は、憲法および法律に準拠して、連邦法を実施する。
- ② 連邦は、邦に、可及的に大きな形成の自由を残し、また、邦の特質を酌量する。
- ③ 連邦は、連邦法の実施と結びついた財産上の負担について、連邦が法に十分な財源を残し、また、適切な財政的均衡に配慮することで、これを酌量する。

第47条 (邦の独自性 [Eigenständigkeit])

- ① 連邦は、邦の独自性を保障する。
- ② 連邦は、邦がその職務を自主的に遂行することに拘束を加えず、その組織的自律権を顧慮する。連邦は、邦に十分な資金源を委ね、邦がその職務を遂行するのに必要な資金を確保で

きるように配慮する。

第 48 条（邦間の協約〔Vertrag〕）

- ① 邦は、相互間の協約を締結し、また、共同の組織および制度を創設することができる。邦は、とくに、領域的利益を担う任務の遂行のために諸邦が連合して配慮することができる。
- ② 連邦は、その権限の範囲内で、関与することができる。
- ③ 邦間の協約は、連邦の権利および利益ならびに他の邦の権利に反するものであってはならない。協約は、連邦に通知しなければならない。
- ④ 邦間協定によって、邦は、協定が下記の定めを有する場合には、協定によって設立される機関に協定を執行する規則の制定を委ねることができる。
 - a 邦の立法に適用される手続と同じ手続を経て承認されたものであり、
 - b その規則の主要な内容が協定で定められているとき。
- ⑤ 邦は、邦間協定にかかる法令を遵守しなければならない。

第 48a 条（一般的拘束力がある旨の宣言と参加義務）

- ① 関係邦の申立てにより、連邦は、下記の職務領域にかかる邦間協定が、一般的拘束力がある旨を宣言し、または、邦に、邦間協定への参加を義務付けることができる。
 - a 刑罰および措置の執行
 - b 62 条 4 項（*）に定められた分野にかんする学校制度
 - * 「入学年齢と就学義務、義務教育期間と教育程度、それぞれの教育段階における期間と目的、教育段階の移行および修了認定についての一致が、調整によって達成できない場合には、連邦は、一致を達成するために規則を定めることができる。」
 - c 法科大学
 - d 地域の枠を超えた文化施設
 - e 廃棄物処理
 - f 汚水処理
 - g 交通渋滞
 - h 先端医療と特殊診療所
 - i 障害者の診療と機能回復訓練施設
- ② 一般的拘束力がある旨にかんする宣言は、連邦決議の形式でおこなう。
- ③ 法律で、一般的拘束力がある旨の宣言および参加義務を定めるための前提条件を確定し、

その手続きを定める。

第49条 (連邦法の優越および遵守)

- ① 連邦法は、それに対立する邦法に優越する。
- ② 連邦は、邦が連邦法を遵守することを監督する。

第3節 自治体

第50条 (条文見出しはなし)

- ① 自治体自治 (Gemeindeautonomie) は、邦法を規準にして保障される。
- ② 連邦は、処務をおこなうに際して、自治体に生じうる影響を顧慮する。
- ③ 連邦は、前項の処務に際して、都市および過密状況ならびに山岳地域に配慮する。

第4章 連邦保障

第51条 (邦の憲法)

- ① 邦はすべて、民主的憲法をもつ。それは、邦民の同意を必要とするものであって、有権者の多数が要求した時には改正されなければならない。
- ② 邦憲法は、連邦による保障を必要とする。連邦は、邦憲法が連邦憲法に違反していない場合に、これを保障する。

第52条 (連邦に適合する秩序)

- ① 連邦は、邦の憲法適合的秩序を保護する。
- ② 連邦は、一の邦の秩序が攪乱され、または脅威を受けた場合、および、当該邦が自力でまたは他の邦の助力によってはその秩序を確保することができない場合に、干渉する。

第53条 (邦の存立および領域)

- ① 連邦は、邦の存立および領域を擁護する。
- ② 邦の存立の変更は、関係住民、関係邦ならびに国民および全邦 (Stände) の同意を必要とする。
- ③ 邦の領域変更については、関係住民および関係邦の同意、ならびに、連邦決議の形式による連邦議会の許可を必要とする。
- ④ 境界線紛争の解決については、関係邦は、協約によってこれをおこなうことができる。

(以上)